

# 琉球大学学術リポジトリ

## 高等学校家庭科における「暮らしと社会保障制度」 学習の必要性

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2010-04-20 キーワード (Ja): 家庭科教育, 自立, 社会保障制度, 年金 キーワード (En): Home Economics Education, Self-help, Social security system, Pension 作成者: 石川, ふじの, 花城, 梨枝子, Ishikawa, Fujino, Hanashiro, Rieko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/16492">http://hdl.handle.net/20.500.12000/16492</a>

# 高等学校家庭科における「暮らしと社会保障制度」 学習の必要性

石川ふじの\*, 花城梨枝子\*\*

Learning about Living Life and Social Security System  
in High School Home Economics Education

Fujino ISHIKAWA\*, Rieko HANASHIRO\*\*

## Summary

The objective of this paper is to clarify the need for learning about the social security system in Home Economics Education. To accomplish this objective, the concept of self-help strategies in Home Economics Education and students' knowledge about pensions are examined, and the relationships between risks in living life and social security system which can support private life style are considered. Today, the economic and social changes challenge the ability of individuals to help themselves. One-third of Japan's workers are neither formally nor full-time employed. This phenomenon has resulted in social exclusion and little or no financial resources that can be used to cope with daily living. Without public services or supports from the social security system, people will not be able to live healthy and civilized daily lives. By learning in Home Economics Education about services and supports available from the social security system, people can perpetuate humanity of life and improve the quality or well-being of human life.

Keywords: Home Economics Education, Self-help, Social security system, Pension

## 要約

本研究の目的は、家庭科教育における社会保障に関する学習の必要性を明らかにすることである。この目的を達成するために、家庭科教育における自立概念と年金に関する大学生の知識を検討し、さらに生活リスクと個人的な生活を支える社会保障制度の関係を考察した。今日、経済・社会的な変化は、個々人の自立する能力を脅かしている。日本では三分の一の雇用者が正規フルタイム雇用でなくなっており、この現象は結果的に、社会的排除や日常生活に対処できない経済的資源の不足をもたらしている。社会保障制度からの支援がなければ、健康で文化的な生活は不可能である。家庭科教育で社会保障制度を学習することによって、人々は生活における人間性を持続して生活の質、つまり生活の福祉を増大させることができる。

キーワード：家庭科教育、自立、社会保障制度、年金

---

\* 教育学研究科 家政教育専修  
\*\* 生活科学教育専修

## 1. はじめに

2008年1月、中央教育審議会から学習指導要領改訂に向けた答申が示された。高等学校家庭科の改善の具体的事項には、「生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実する」と示されている。社会経済や労働市場の悪化や少子高齢化が進み、暮らしを取り巻く環境が不安定となっている昨今、将来の働き方や、年金をはじめとする社会保障についての学習は、生涯を見通した生活設計を立てる上で重要性を増してきている。

生涯の生活の営みを考える教科である家庭科教育の目標のひとつには、「自立した生活者の育成」がある。自立とは、広辞苑第六版によると「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。」と説明され、一般にはそのように捉えられている。しかし人はいつの時代も自分の力だけで身を立ててきたわけではない。家族や地域、社会の共同による力を生活に組み込むことによって成り立たせてきた。特に、高齢社会を迎えた現代では、地域や社会の共同がますます重要となってきており、例えば高齢期の生活費となる公的年金収入や介護保険による介護サービス等は、人間らしく生きるための不可欠な生活資源となっている。

そこで本論文では、生涯を見通した生活の自立と社会保障制度の関係に焦点をあて、家庭科における自立した生活者の育成のための社会保障制度学習の必要性について論じる。論点は第一に、自立するという点について生活に必要な生活資源をどのように獲得するかという点から考察し、他者との共助や公助の必要性を述べる。第二に、自立を阻害するリスクをライフサイクルの視点で捉え、リスクと社会保障制度の関係を示す。第三に、大学生を対象とした調査の結果から、学生の国民年金制度についての知識を明らかにし、これまでの学習にどのような課題があるのかを把握する。以上より、家庭科における社会保障制度学習の必要性和位置づけを明らかにすることを目的とする。

## 2. 家庭科教育における生活の自立

### (1) 家庭科における生活の自立

家庭科教育では、人の発達に対応させた自立を目標のひとつとして学習内容を検討してきた。中間(1987, 57-60)は、家庭科の教育目的の諸説を整理し、家庭科が育成する人間像として、発達段階とのかかわりで「自立した生活者の育成」を挙げ、武藤(2001, 45)は、「家庭生活を自立する」ことが「成長発達の要素として必要」であるとし、家庭科教育の目標の捉え方のひとつに挙げている。また荒井(2005, 51)は青年期の発達課題との関係から家庭科の学習課題(目標)のひとつに「生活を自立的に営む」ことを位置づけている。

村田(1992, 37-39)は、いわゆる「女子教育もんだい」の視点から、人間の自立概念の構成要素として「経済的自立、精神的自立、生活的自立」を挙げ、「このような概念での自立は、すくなくとも心身ともに健全な男女が人間として十全な生き方をするための必要条件」と述べた。また天野(1980, 150)は、家庭管理論の視点から「男女共に他人に依存することなく自らの健康を守る日常生活の営める生活技術を修得し、積極的に生活に参加していく状態」を自立と捉えた。ここには、男女平等、他人に依存しない状態、自分の健康を守る能力、日常生活を営める生活技術、生活者の主体性などの要素が含まれており、自立の状態を具体的に示している。これらは特に、性別役割分業の見直しを課題として議論がなされ、そのジェンダーバイアスの是正が人間の発達として普遍的に必要な要件であることが強調されている。

### (2) 他者との共同による自立

以上の各論における自立や人間としての自立、家庭管理論の視点からみた自立では、一人の人間の中で完結している自立を取り上げているが、近年の女性の社会進出を始め、雇用の不安定化など社会変化に伴った生活の福祉要求の高まりから、「他」との関係無しに自立できないとするアプローチもみられるようになった。伊藤(2000, 2)は、堀内(1993, 85)の研究に依拠して、「自立」の状態とは第一に自己生活管理が可能な状態であり、

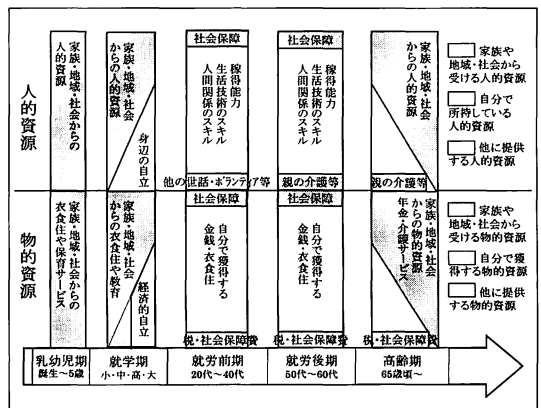
第二に他者と関わり合いながら協調・共同の生活ができ、かつ自己を見失わず主体的に行動できる状態である」と述べている。ここでは、むしろ自立の中に他者を位置づけ、協調や共同へと志向している。伊藤はさらに、自立した生活者とはどのような主体であるかについて、「個人や家庭の枠をこえ」、「社会的福祉インフラストラクチャの整備」の必要性を指摘したうえで、「それをニーズとして社会的に認知させ、福祉供給システムに問題提起し、直接・間接に参加して実現させる生活主体」（2000，7）と示した。ここでは自立した生活者は、社会へ提言できる主体へと位置づけられるようになっていく。

他者との関わり合いを含んだ自立が具体的にどのようなシステムで行われるかについて、ポランニーの主要な経済システムから示唆を得ることができる。Polanyi (1977/1980, 89) は人間の経済システムとして、互酬、再分配、交換、の3つの類型を示した。そこでは、市場における金銭を媒介とした交換という自助だけでなく、互酬という共助や再分配による公助の必要性が説かれている。さらに、この3つの類型すべての特徴を持つものとして、家政（ハウスホウルディング）が示される。長嶋・田村（2004，3-4）は、ポランニーの家政のシステムを個人的、家族的、社会的単位でとらえ、「三重の自立・共同・共生」という相互扶助体系を示し、自立は共同と共生と対をなすものと述べた。自助だけで自立が困難であるときには、共助や公助でそれを目指すことの必要性が示されており、自立概念の中に他者との関係性が含まれている。長嶋（2003，7）は、「自立は、援助を受けていても成り立つ概念である」と述べる。

本論では、生活している状態、つまり衣食住等の生活資源の獲得を、自助だけでなく、共助、公助という視点を入れ、自立するということについて考察した。生活資源を人的資源（時間、エネルギー、能力、知識、技能）と物的資源（衣、食、住、金銭、サービス）に分け、生活している状態を「人的資源を用いて、必要な物的資源を入手し、さらに人的資源を用いて、入手した物的資源を利用可能な最終消費の形態にできる状態」とした。家庭科における自立概念を生活資源の獲得という

側面からみると、経済的自立は、物的資源である衣食住の確保に関連しており、生活技術の自立は、衣食住等の物的資源を最終消費の形態にできる人的資源の獲得に関連していると考えることができよう。各々の生活資源の不足をお互いに補いあっても不十分な場合には、共助や公助として社会システムから生活資源が供給され、人間らしい生活が成り立つ。共助や公助は一方的に受け取るだけではない。税金や社会保障費への支出は、必要な時の支援を権利として受け取るためのコストでもある。病氣、障害、老化による人的資源の変化は、収入の減少となって物的資源の確保に影響を与える。その時には、公的医療保険または公的年金保険による供給がなされる。高齢期に家事や身の回りのことができなくなったら介護保険による家事・介護サービス、働きながらの子育てには子育て支援が、公助として供給される。また、組織だったボランティアでなくても地域の中で必要な時に必要な役割分担をすることで、困った時に助け合う人間関係、共助の体制がつけられる。

共助や公助を含んだ自立概念と必要な生活資源の獲得について、生涯を見通して考えると図1のように示すことができる。生活に必要な生活資源の量を単純化し、人的資源と物的資源の両方を合わせて100%となる状態を自立した状態として棒グラフで示している。白い部分が自助により自分で所持している生活資源、実線の斜線が共助や公



注) ライフコースによって人的資源と物的資源の確保は異なっている。図は生涯自身のライフコース。

図1 ライフサイクルでみる自立と生活資源の関係性

助により家族や地域・社会から受ける生活資源、破線の斜線が他に提供する生活資源を示している。(必要な生活資源は個人のライフコースによって異なると考えられるが、ここでは就労期に独立し、生涯独身者である場合のライフコースを想定した。)

この図では、どのライフステージにおいても共助や公助によって獲得する生活資源があり、自立した生活が成り立っていると考えられる。特に、人生の初め(乳児期)と終わり(高齢期の終焉)には、生活の大部分を他者に援助される時が誰にでもある。自立が成り立つためには、自助だけでなく、地域の助け合いによる共助や、税金や社会保障費などを媒介にした公助による生活資源の獲得が必要となる。また、公助を受け取る権利は、自分の金銭資源を税金や社会保障費として、国や地方自治体に納付することによって得られるものである。また様々な事情により生涯就労することができず、税や社会保障費を納めることができなくとも、人間らしく自立した生活を目指すためには、国民として公助を受ける権利が保障されなければならない。

### 3. 生活リスクと暮らしを支える社会保障制度

#### (1) 生活を阻害するリスク

人の一生は、継続して安心した生活が営めるわけではない。自然災害や環境破壊、病気、事故など、生活の安定を阻害する出来事が発生する可能性がある。これらは人生のリスクである。リスクは、ほぼすべての学問分野が研究の対象としており、その内容はかなり広範に及ぶ。家政学においても、家庭生活の安全の側面や、健康の側面、経済の側面など、暮らしの多様な局面で対象とされる。宮崎(1978, 11)は、家庭生活をコマにたとえ、「コマの軸=家族」、「コマを継続的に回転させる力=社会的労働と家庭内労働」、「コマの土台=自然的・空間的・環境条件、社会的・経済的諸条件とを包含するもの」と示した。ここで、コマの回転を鈍らせるものとしてリスクがあると考えられる。そこで、生活に発生する可能性のあるリスクについて生涯を見通して検討する。

生活で発生するリスクに対しては「生活リスク」

という概念がある。奈良(2000, 101)は「生活に対して何らかのダメージ発生の可能性がもたらされるとき、すなわち生活経営という一つのシステムの機能が阻害されるとき」の阻害要因を生活リスクととらえた。奈良が行った調査項目では具体的に、地震、台風、火災、交通事故、がん、食品添加物による健康障害、犯罪、病気、ケガ、老後生活、金利株価の変動、薬の副作用、収入の減少、環境問題、食中毒などが挙げられる。ここでは、生存や健康へのダメージが大きく、直接的な影響を与える出来事が考えられている。

#### (2) 人並みな生活レベルが保てないリスク

より大きな概念で生活リスクを捉えたものがある。山田(2005, 27)は、生活リスクを「人並みの生活ができなくなる危険性」とし、生存が脅かされる深刻なリスクから、今ある生活のレベルが保てないというリスクまで含めて考えている。さらに山田は、現代社会のリスクの様相のひとつとして「リスクの普遍化」を説明している。リスクの普遍化とは、今まで安全と思われていた選択肢でも、現代社会ではリスクを伴っており、日常生活でリスクを選択せざるを得ない状況があるということである。例えば、有名企業のブランド食品に含まれた有害物質や、BSE、鶏インフルエンザなどの食の安全性の問題、住宅街でのひったくりや子どもの誘拐事件など、安全と思われていた箇所での犯罪の発生、一流と言われた銀行の倒産などがあげられる。山田は、このようなリスクの普遍化が、職業や家族の領域にも及んでいると指摘する。つまり、多くの人の人生に待ち構えている結婚や出産、子育てや介護などのライフイベントも、生活リスクとなる可能性があるということである。それは、例えば各々のライフイベントの準備のための資力が不足していたり、子育てや介護の知識・技術が不十分であったり、頼れる人間関係を確保していなかったりする場合である。山田は、子どもを育てることについても、フリーターやパラサイトシングルが増加から、どの程度の負担が親にかかるか予測できなくなっているという点で、生活リスクとなりつつあると指摘している。そこで、人の一生を見通すと、どのようなことが生活リスクとなる可能性があるのかについて、ラ

乳幼児期 (誕生～5歳)	就学期 (小・中・高・大)	就労前期 (20代～40代)	就労後期 (50代～60代)	高齢期 (65歳頃～)
<ul style="list-style-type: none"> <li>病気をする</li> <li>けがをする</li> <li>事故に遭う</li> <li>災害に遭う</li> <li>親の経済的基盤が弱くて生活が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気をする</li> <li>けがをする</li> <li>事故に遭う</li> <li>災害に遭う</li> <li>親の経済的基盤が弱くて生活が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気をする</li> <li>けがをする</li> <li>事故に遭う</li> <li>災害に遭う</li> <li>経済的基盤が弱くて生活が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気をする</li> <li>けがをする</li> <li>事故に遭う</li> <li>災害に遭う</li> <li>経済的基盤が弱くて生活が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気をする</li> <li>けがをする</li> <li>事故に遭う</li> <li>災害に遭う</li> <li>親の経済的基盤が弱くて生活が困難</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>親が仕事中等の場合に代わりに世話をしてくれる人がいない。</li> <li>保育所や放課後児童クラブ等を利用できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が仕事中等の場合に代わりに世話をしてくれる人がいない。</li> <li>放課後児童クラブを利用できない。</li> <li>高校、大学へ進学できない</li> <li>不登校</li> <li>引きこもり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職できない</li> <li>不安定雇用</li> <li>結婚できず、家庭を持っていない</li> <li>経済状況が悪く、子どもをもてない</li> <li>不妊症で、子どもがもてない</li> <li>子どもに教育を受けさせられない</li> <li>住宅を賃貸、購入できない</li> <li>離婚する</li> <li>シングルペアレントで働く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リストラされる</li> <li>再雇用が困難</li> <li>離婚する</li> <li>子どもの教育費が払えない</li> <li>子どもが就職できない</li> <li>子どもが離家しない</li> <li>住宅ローンが払えなくなる</li> <li>老後の準備をするゆとりがない</li> <li>親の介護をする</li> <li>介護と仕事の両立ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労による収入がない</li> <li>筋力が低下し、歩行が困難となる</li> <li>視力、聴力が低下する</li> <li>配偶者の介護をする</li> <li>自分に介護が必要となる</li> <li>年金を受給できない</li> <li>(25年払えなかった)</li> <li>年金収入だけで生活する</li> <li>体が不調な中、一人暮らしをする</li> </ul>

注) 点線より上部は、どのライフステージにも共通して発生する可能性があるリスクを、下部は各ライフステージの課題やライフイベントに合わせて発生すると考えられたリスクを示している。

図2 ライフサイクルでみる生活リスク

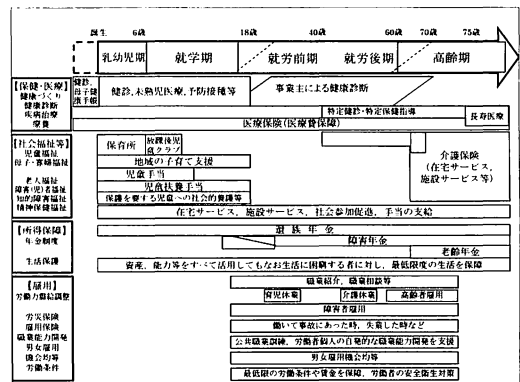
ライフステージごとに考えた(図2)。必要な物的資源も人的資源も確保できない場合には、ライフイベントも生活リスクになると考えられ、誰でも家庭生活を営むことが困難な状況に陥る可能性がある。長期的な生活設計を考えずにライフイベントを迎えれば、人並みの生活ができなくなる危険性が普遍的に誰にでも発生する可能性があるということがわかる。

山田が述べる「人並み」という水準は、最低限度の生活を意味しない。自分が所属する国や地域や集団の水準に照らし合わせ、そこに暮らすにふさわしい状態である。Marshall & Bottomore (1992/1993, 15-16) は、「社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利」を、社会的シティズンシップのひとつとした。「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」とされ、「この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」と述べる (Marshall & Bottomore, 1992/1993, 37)。つまり、「人並み」という水準は、その社会の水準に合わせた文明市民としての生活の水準である。生活リスクが発生したとしても、人並みな生活水準が保障されることは、そこに暮らす市民の権利と考えられるのである。

(3) 生活リスクへの対応としての社会保障制度

生活リスクへの対応は自助努力だけでは限界がある。先述の宮崎は、家庭というコマが回るために重要な条件としてコマの土台を強調しており、そのひとつに社会保障給付や共同サービスを位置づけている。我が国では、すべての人の人並みな生活水準を保障する土台として、社会保障制度が中核的な役割を担っている。そこで社会保障制度が家族や個人のどのような面を支えているのかを図3に示す。

就学前の乳幼児や小学校低学年の子どもがいる場合、共働きの子育て夫婦やシングルペアレント



出典：厚生労働省、「厚生労働白書(平成20年版)」, p16  
図3 ライフサイクルに沿った社会保障制度

には、親に代わって子どもの世話をする人が必要となる。離婚を選択し、特に女性がシングルペアレントとなった場合の子どもの養育は、経済的にも、時間的にも多くの困難を伴う。現在、保育所を利用している児童は約202万人（厚生労働省、2008 a）、放課後児童クラブに登録している児童は約79万人（厚生労働省、2008 b）、児童扶養手当の受給者は約96万7千人いる（厚生労働省、2008 c）。また、高齢になって退職し、無収入で一人暮らしをする場合には、経済資源の確保だけでなく、人的側面での支援も必要である。実際に60歳以上の単身無職世帯では、実収入のうち9割強が公的年金などの社会保障給付で生活している（総務省、2008 a）。長い人生では、これらの状況のいずれかに直面する可能性は、誰にでもある。これだけでなく、医療保険や雇用保険、介護保険、生活保護、公衆衛生及び医療といった様々な社会保障制度が、私たちの生活を具体的に支え、生活を成り立たせる土台となっている。

生活リスクに適切に対処しながら、人並みな生活水準を保つためには、生涯を見通した生活設計を考える学習が重要である。家庭科における生活リスクの学習では、ライフステージごとにどのような生活リスクが発生する可能性があるのかについて、ライフイベントを含めて考えさせる必要がある。生活リスクへ対処するための土台となる社会保障制度について学習することは必要不可欠である。

#### (4) 生活リスクを高める現状と自立の限界

現在我が国では、生活経営の基盤となる雇用が不安定になっており、生活リスクを高める要因となっている。総務省（2008 b）によると2008年1～3月平均で役員を除く雇用者のうち、非正規の職員・従業員の割合は34.0%（前年33.5%）に達している。伍賀（2008, 6）は、2002年から2006年の4年間に増加した雇用者のうち、8割以上を年収200万円未満層が占めているとし、低所得層の拡大を指摘している。仮に雇用が不安定なために国民健康保険料が払えなければ、病気になっても、治療費負担のため病院に行くことを躊躇することとなる。現在、その滞納世帯は475万世帯と推計され、全加入世帯の18.6%にも及んでいる

（厚生労働省 2008 d）。また、年金保険料が払えなければ、現在のみならず将来的にも不安定な生活を余儀なくされる。さらに、最終的なセーフティネットとなる生活保護制度では、高齢者世帯をはじめとする受給者が増加しており、全国で約112万世帯（厚生労働省 2008 c）が受給している。その財源の確保も問題となっている。国民の税金や社会保険料へ支出が不可能な状態は、個人の生活の不安定化だけでなく、社会保障制度全体の不安定化をまねくこととなる。

我が国において、人並みな生活水準を確保し、人間らしく生活するための社会的条件には、病気になったら病院に行くことができること、住む場所があること、働けなくても衣食住の確保が可能であること、介護が必要であれば介護が受けられること等が挙げられる。また収入無しには生活できないことから、雇用の確保は最優先課題である。さらに雇用の前提には、人的資源を形成する教育が必要である。岩田（2007, 141-146）によると、学歴は貧困に陥る条件の一つである。特に中卒者の貧困は、持続・慢性化し、固定化されており、学歴がその後の「人生の「不利」「有利」を決定づけていく」と述べられている。さらに、キャリア形成のためには子育て支援が不可欠である。結婚や子育てで仕事を中断しなければならない状況は、本人の自己実現だけでなく将来的な物的資源の質と量を決定づける。安心して育児休業を取れる職場環境や、待たずに保育所や放課後児童クラブが利用できる環境がなければ、子育て中の親は、仕事を中断しなければならなくなる。

これらは、人間らしく生を全うするために整備されるべき社会的条件のひとつであり、それらの条件が整うことで、公助を含めた自立が可能となる。社会保障制度の学習では、自分の暮らす社会の人並みな生活水準について考えさせ、人並みな生活を営むことが市民の権利であると自覚する学習へと発展させることも重要となる。

## 4. 大学生の公的年金制度に関する理解状況

### (1) 沖縄県の大学生を対象とした公的年金制度に関する調査の目的と方法

高等学校の教育課程を修了した学生が、社会保

障制度についてどの程度理解しているのかを把握するため調査を行った。今回の調査では、社会保障制度の中でも国民年金に焦点をあてている。国民年金への加入義務は20歳になると同時に発生するため、大学生にとって実際の納付行動を伴った最も身近な社会保険だと考えたからである。また、国民年金制度には障害をもった時の保障機能、高齢者を支える機能があることや、老後の年金給付額が若い頃からの納付に左右されるということがあるため、まだ働いていない大学生でも市民の権利と責任として理解しているべきだと考えたからである。

調査対象の学生は沖縄県内の大学に通う学生である。沖縄県は、完全失業率が2008年4～6月平均で7.5%（総務省 2008c）と全国一高い。一方、同年同月の有効求人倍率は0.40（厚生労働省 2008e）と全国一低く、雇用情勢が極めて悪い。大学（あるいは学校）卒業後、雇用者となり厚生年金に加入した後に、経済状況の悪化により失業するなどして、再度国民年金へ移動することも考えられ、若い頃からの国民年金に対する理解の学習は他府県以上に重要になると考える。調査の方法は以下の通りである。

調査期間：2007年10月

調査票：配布，回収数312票。有効回答数302票。

（有効回収率96.9%）

調査対象：R大学の学生（男性140人46.4%，女性162人53.6%）（20歳未満118人39.0%，20歳以上184人61.0%）

調査方法：質問紙法（無記名自記式）

調査内容：以下の6つの内容について全96項目を調査した。①価値観と信頼の尺度，②生活リスクの認識，③公的年金の知識と納付行動，④生活保障と国の責任，⑤社会全体における公助意識，⑥家族内における互助意識

なお、本研究の目的である高等学校家庭科における社会保障制度学習の必要性を説くには、高校の教育課程を修了した学生の理解状況を把握することが必要と考えたため、国民年金に焦点をあてた③公的年金の知識と納付行動について報告する。

## (2) 公的年金制度の知識について

年金制度の知識として、老齢基礎年金、障害基

礎年金、遺族基礎年金、年金保険料の額、加入義務の5項目をあげ、項目ごとに「知っている」「聞いたことはあるけどよく知らない」「知らない」の3段階で回答してもらった。その結果、図4に示すように、「加入が義務であること」については、「知っている」と回答した者の割合が68.4%となっている。しかし他の4つの項目で、「知っている」と回答した者の割合は、「年金保険料の額」12.7%、「遺族基礎年金とはどういうものであるか」10.7%、「障害基礎年金とはどういうものであるか」9.0%、「老齢基礎年金とはどういうものか」7.4%と、いずれも10%前後になっている。

保険料の額の認知率の低さは、学生納付特例制度で免除となっている者が多いことや、毎年変動していることが影響しているのかもしれない。しかし、年金の保険料を納めることは国民の義務であり、老後の生活や障害をもった時のリスクが保障される権利でもある。年金による保障がなければ老後の生活などが不安定になることは明白であり、生活設計のために最低限必要な知識である。

その他、制度の基本的しくみについて、正しい答えを選択する方式で2つの質問を設けた。「年金制度で老齢基礎年金が給付されるのは何歳からか」に対し、11の選択肢の中から「65歳」と正答した割合は80.4%であった。しかし「給付を受けるために最低何年間納めなければいけないか」という質問に、5つの選択肢の中から「25年間」と正答した割合は30.2%にとどまった。給付される年齢を知っていても、最低限納付が必要な期間を知らずに未納を続けることになれば、当然給付されない。これは老後生活に備えるための基本的な知識であり、受給の権利を得るためには知っておく必要がある。

## (3) 学生納付特例制度の知識について

図5は、学生納付特例制度（以下特例制度とする）の知識を示したものである。なお、特例制度を利用している、あるいは利用するつもりである学生は全体の72.2%であった。利用している学生もそうでない学生も含め、特例制度の知識について、受給資格期間、障害基礎年金との関係、遺族基礎年金との関係、追納期間の4項目を質問した。



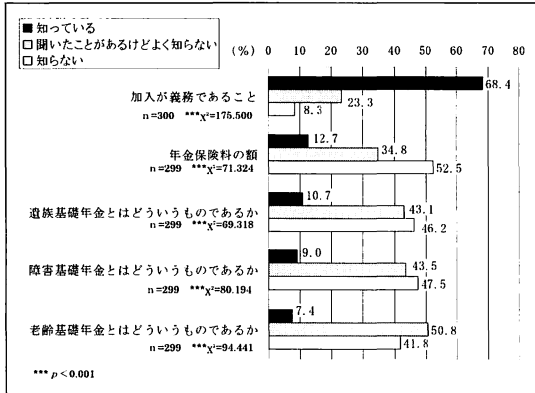


図4 大学生の公的年金制度についての知識

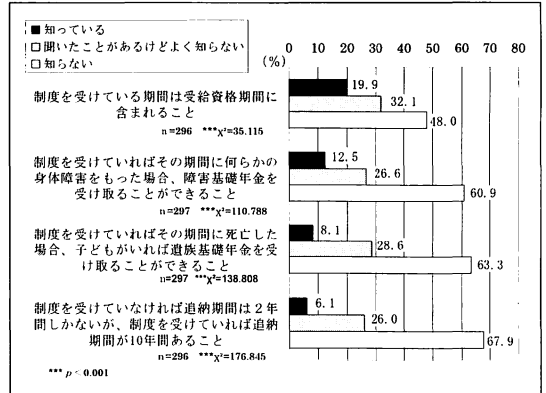


図5 大学生の学生納付特例制度についての知識

それぞれに対して「知っている」「聞いたことはあるけどよく知らない」「知らない」の3段階で回答してもらった。

「知っている」と回答した者の割合が最も多かった項目は「制度を受けている期間は受給資格期間に含まれること」で19.9%、次に「制度を受けていればその期間に何らかの身体障害をもった場合、障害基礎年金を受け取ることができること」が12.5%、「制度を受けていればその期間に死亡した場合、子どもがいれば遺族基礎年金を受け取ることができること」8.1%、「制度を受けていなければ追納期間は2年間しかないが、制度を受けていれば追納期間が10年間あること」6.1%であった。特例制度を利用している/利用するつもりである学生が約4分の3を占めていたにもかかわらず、「知っている」とする回答は4つの項目いずれも20%にも満たない。特例制度のメリットをよく知らないまま利用している者がほとんどである。

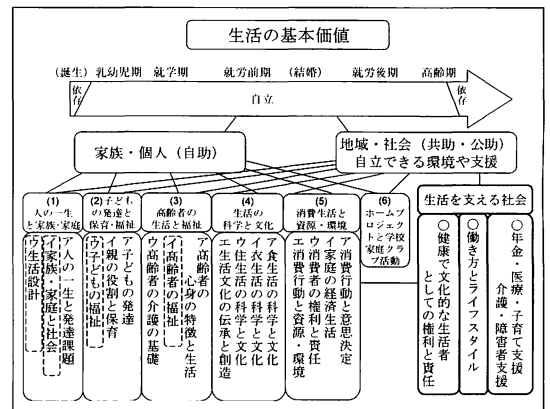
これらの結果から、R大学の学生については、国民年金制度の知識が乏しいことが明らかとなった。大学生に最も関連が深いと考えられる国民年金であっても、その知識は不十分であり、その他の社会保障制度については、さらに知識が低いことが推察される。大学生は国民年金制度の詳細について高等学校で学習してきていないか、学習をしていたとしても印象に残っていないと考えられる。生活設計を考える高等学校家庭科においては、学習の機会、学習内容、学習方法等を検討していく必要がある。

## 5. 家庭科における社会保障制度の学習

### (1) 生活の場から社会へ働きかける主体の育成

以上のことから、社会保障制度学習についての学習内容や方法を検討する必要があると考える。1999年告示の高等学校学習指導要領の普通教科「家庭」の「家庭総合」の指導項目をもとに、家庭科における社会保障制度学習の位置づけを考え、図6に示した。

本論では、人間らしく生を全うするために必要な生活資源が、自助だけでなく、共助、公助で補いつている状態を、生活資源が確保された状態とし、自立との関係を示した。自立して生活するためには、ライフステージや個人の状況により、自助、共助、公助が必要であるとしたことから、



文部科学省 (2001) 『高等学校学習指導要領解説 家庭編』「家庭総合」の内容をもとに作成

図6 家庭科教育における社会保障制度学習の位置づけ

「生活を支える社会」についての学習項目を設定し、公助としての社会保障制度学習をそこに位置づけている。

2008年1月の中教審答申では、高等学校学習指導要領の家庭科の改善の具体的事項に、「生活を総合的にマネジメントする内容を充実する」ことが示された。宮崎（1969, 135-136）は、すでに40年ほど前に「外濠り」領域として社会資本の利用を取り入れた家庭管理について言及している。また伊藤（1986, 143）は、「家庭生活の場や、それをとりまく社会的・自然的環境に、その再生産の構造や様式を人間の発達と尊厳にふさわしいものとなるように働きかける主体を形成する」として、家庭の中だけでなく家庭の外に働きかける主体育成の必要性を提言している。さらに伊藤（2005, 5）は、「生活者の立場から福祉環境を整備していくこと」を生活経営の主体に要求している。松村（1991, 56）は「家庭外家政」（＝家庭の外部の施設や機関に依存して消費生活の欲求充足が行われる現象）が正しく活用されるための生活教育として「自分の現在置かれている状況を正しく判断することの出来る「生活診断力」の育成」が重要と指摘している。

家庭科は、職業に就く、子どもを育てる、親の介護をする、高齢になる等、一生の営みを、観念ではなく具体的に考えることのできる教科である。高校生が家庭生活について学ぶ時に、家庭生活を取り巻く社会にも目を向けさせ、社会の中の一市民として、生活者の立場から社会へ働きかけることのできる主体の育成が求められている。

## (2) 家庭科教科書にみられる社会保障関連の記述

社会保障制度に関する学習は、高等学校では公民科でも行なわれているが、泉水・中間（2002, 14-20）による比較では、高等学校学習指導要領における両教科の資質目標は明確に異なっていると指摘されている。つまり、公民科の目標は「国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことであるが、家庭科の目標は「生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」ことである。荒井（2005, 50）は家庭科の特性について、「私的」から「公的」領域へのベクトルを有している」と述べ、生活を身近で具体的な視点から

眺めて社会的な問題へ広げていくことを強調している。荒井が指摘するように、家庭科には、家庭生活を身近な視点で総合的に捉えながら、社会の問題を考えることができるという特質がある。家庭生活を支える一部としての社会保障制度の学習が、現行家庭科の教科書でどのように取り上げられているかをみるため、「家庭総合」（2006年3月3日検定済）9冊<sup>13)</sup>を分析した。

社会保障制度の概要や理念については、すべての教科書で記述されている。9冊中4冊（①、⑤、⑥、⑦）は、生活設計の部分でも記述がみられる。そのうち自分の生活設計と関連させて、具体的に考えさせているのは2冊（⑤、⑦）である。教科書⑤では、外国の例を示して、我が国の子育て支援の制度や保障について調べるように促す記述がある。教科書⑦では、介護について、子どもの教育について、老年期（高齢期）の生活について等、自助努力のほかさまざまな援助のありかたを考えさせている。このように社会保障制度は全体的な概要だけでなく、ライフステージの各段階で、自分との関係を具体的に考えさせているため、理解しやすい記述になっていると考えられる。

しかし公的年金については課題があった。9冊すべての教科書が、高齢者世帯の生活費の視点から学習するようになっているが、公的年金制度にはそれ以外に、障害を持った時の障害基礎年金と加入者が死亡した時の遺族基礎年金の視点もある。前者について記述している教科書は2冊（②、⑥）あり、後者については1冊（②）のみである。また、国民年金を受給する権利は25年以上にわたって制度を支える責任を果たすことで獲得できるので、それについて自覚させることが必要であるが、具体的に25年以上と指摘しているのは、2冊（③、⑥）であった。

さらに社会保険の学習についても課題があると考えられる。厚生年金、健康保険や雇用保険への加入義務は、雇用形態によって異なっているので、正規雇用か非正規雇用かの働き方との関連で考えさせる必要があると考えられる。しかし、正規雇用と非正規雇用の相違点については、収入差を取り上げているものが1冊（⑤）、生活設計の学習で触れているのが1冊（①）である。社会保険の納付や給付は、雇用形態によって異なり、そのこと

が自分の収入や生活設計に影響を及ぼす。雇用形態、社会保険、収入の3側面を生活設計と関連づけて学習させることによって、理解がより深まると考えるが、それらをすべて関連づけた教科書は①のみであった。

育児休業の法律や制度、また地域の子育て支援や保育所については、すべての教科書で取り上げられている。育児休業については、職業労働や生活時間と関連させているが、地域の子育て支援や保育所の利用を親の一日の職業労働時間と関連づけて記述している教科書はない。保育所や放課後児童クラブの利用を、具体的な親の生活時間と関連づければ、その必要性がより理解できると考える。保育所等は親の就業継続のために利用することが最も多いが、他の様々な事情により利用する場合もある。就業のみとの関連を取り上げることは、そのためのみの施設、という印象を与える可能性がある。様々な事情で支援が必要なときに利用できる制度、として取り上げた方がよいと考える。

介護保険の仕組みや介護サービスの概要、高齢者の日常生活の介助については、すべての教科書で記述がみられる。しかし介護保険の具体的な知識は、高校生にとって身近に感じにくい。そのため、介助の実習と関連づけて、介護に伴う困難や職業生活と介護の両立の困難さを実感させるなど、教科書の知識とは別に、介護保険の必要性についての関心や理解を深めるようにする工夫が必要と考える。このような実習を通して学ぶことができるのは、家庭科の特質を生かしてこそだと考える。

生活保護の受給については、すべての教科書で社会保障制度の概略図に示されている。しかし本文中での記述がみられたのは、高齢者の生活と課題の部分で1冊(①)のみであった。生活保護は、高齢者のみならず最後のセーフティネットとなる国民の権利として保障されるべきものであることを示す必要があろう。

最後に、社会保障制度学習では、知識の習得だけではなく、権利と責任への自覚をもたせることや、それを活用できるようにするための関心や興味を持たせ、実践する態度を形成することが重要と考える。知識や技術を、実践につなげるのは個人の価値観であると考えられる。社会保障制度が

理念とする「健康で文化的な生活」は、家庭科の学習内容で重視されてきた生活価値とかかわりが深い。家庭科の学習を通して身につける生命の安全、健康、生活の安定、平等の生活の基本価値は、人間らしい生活ができる社会の仕組みづくりに働きかける原動力になると考える。

### (3) 社会保障制度学習の段階

家庭科における社会保障制度学習の段階は以下のように考えると考える。

- ① 家庭科の学習全般で、自分の暮らしを基本的な生活の価値に照らして認識し、内部化させる。価値を阻害する生活の矛盾があれば、改善への解決策を考える。
- ② 自分の生涯を、生活の価値に照らして見通し、リスクやライフイベントに対する準備の必要性を理解する。その準備について社会保障制度の活用をライフステージの具体的な場面ごとに考え、活用方法を学ぶ。
- ③ ②をもとに、社会保障制度が自分の人生にとってなぜ必要かを理解し、権利として自覚する。
- ④ 他の人の人生にとっても必要であることを理解し、同時に他の人の権利でもあることを理解する。
- ⑤ 権利を獲得するための責任を理解する。責任を自覚した社会の一員として、自分や他の人の生活状況が人間の発達と尊厳にふさわしいものか、生活の価値を基準に判断し、生活者の立場から改善への方策を考える。

## 6. まとめと今後の課題

本論文では、家庭科教育における社会保障制度学習の必要性を示した。結果の要約を以下に示す。

1. 生涯を見通すと、すべての人には、生活に必要な物的資源や人的資源の獲得を、他に依存する時がある。特に、人生の初め(乳児期)と終わり(高齢期の終焉)には、生活の大部分を他者に援助される時が誰にでもある。自立が成り立つためには、自助だけでなく、地域の助け合いによる共助や、税金や社会保障費などを媒介にした公助による生活資源の獲得が必要となる。

2. 長い人生では、生活リスクに直面する可能性が誰にでもある。社会保障制度による様々な支援は、全ての人の人間らしい生活のために整備されるべき社会的条件となっている。それらの条件が整うことで、公助を含めた自立が可能となる。

3. R大学の学生については、国民年金制度の知識が乏しいことが明らかとなった。大学生に最も関連が深いと考えられる国民年金であっても、その知識は不十分であり、その他の社会保障制度については、さらに知識が低いことが推察される。生活設計を考える高等学校家庭科においては、学習の機会、学習内容、学習方法等を検討していく必要がある。

今後は、教育実践へつなげるために社会保障制度学習によって育成する能力や、学習内容、学習方法のより具体的な精査と検討を行うことが必要である。そのためには実際の教育現場における社会保障制度学習の実態や課題を把握することも必要である。それらを踏まえ、教材開発を行うことを今後の研究課題としたい。

注) ここで用いた教科書は、次の9冊であり、それぞれに番号をつけ、本文中では以下の①から⑨までの番号で示す。①牧野カツコほか17名(2008)『家庭総合 自立・共生・創造』東京書籍、②櫻井純子ほか40名(2008)『新家庭総合 ともに生きる、くらしをつくる』教育図書、③武藤八重子ほか36名(2008)『家庭総合 出会う・かかわる・行動する』教育図書、④宮本みち子ほか40名(2008)『新家庭総合 未来をひらく生き方とパートナーシップ』実教出版、⑤春日寛ほか47名(2008)『新家庭総合21』実教出版、⑥金田利子ほか31名(2008)『家庭総合 明日の生活を築く』開隆堂出版、⑦中間美砂子ほか48名(2008)『新家庭総合 生活の創造をめざして』大修館、⑧中間美砂子ほか30名(2008)『明日を拓く 高校家庭総合』大修館、⑨香川芳子ほか23名(2008)『家庭総合 生活に豊かさをとめて』第一学習社

## 引用文献

- 天野寛子(1980)「生活技術」宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論』有斐閣
- 荒井紀子(2005)「生活主体を育む家庭科カリキュラムの視点と構想」荒井紀子編『生活主体を育む 未来を拓く家庭科』ドメス出版
- 伍賀一道(2008)「今日の貧困と格差を考える—ワーキングプアを中心に」『医療・福祉研究』医療・福祉問題研究会, 17, 6
- 堀内かおる(1993)「家庭科教育の観点による生活時間配分と家事労働参加に関する研究」昭和女子大学博士学位論文
- 伊藤セツ(1986)「家庭経営学の動向と課題」宮崎礼子・若山浩司・伊藤セツ編『家政学理論』有斐閣
- 伊藤セツ(2000)「生活者の自立とは何か」(社)日本家政学会生活経営学部会編『福祉環境と生活経営—福祉ミックス時代の自立と共同』朝倉書店
- 伊藤セツ(2005)「少子高齢社会の生活時間研究と生活福祉経営研究の新たな展開」伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編『生活時間と生活福祉』光生館
- 岩田正美(2007)『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房
- 厚生労働省(2008a)「保育所の状況等について」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/08/h0828-1.html> (2008/11/07)
- 厚生労働省(2008b)「放課後児童健全育成事業の実施状況」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/10/h1016-1.html> (2008/11/07)
- 厚生労働省(2008c)「福祉行政報告例(平成20年3月分概数)」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/fukushi/m08/03.htm> (2008/07/19)
- 厚生労働省(2008d)「国民健康保険(市町村)の財政状況について=速報値=」<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/01/tp0115-1.html> (2008/07/28)
- 厚生労働省(2008e)「職業安定業務統計(求人・

- 求職等の状況」  
[http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr\\_16\\_1.html](http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr_16_1.html) (2008/11/06)
- Marshall, T.H. & Bottomore, Tom. (1992) 『シティズンシップと社会的階級』(岩崎信彦・中村健吾訳, 1993), 法律文化社
- 松村祥子 (1991) 「家庭外家政」 酒井豊子編著 『家政原論—家庭生活の現代的課題—』放送大学教育振興会
- 宮崎礼子 (1969) 「家庭管理論」 道喜美代・渡辺ミチ編 『家政学』有斐閣
- 宮崎礼子 (1978) 「序章」 宮崎礼子・伊藤セツ編 『家庭管理論』有斐閣
- 武藤八重子 (2001) 「家庭科とは」 武藤八重子・鶴田敦子・伊藤葉子 『テキスト家庭科教育』家政教育社
- 村田泰彦 (1992) 『自立と生活文化の教育』(株)労働教育センター
- 長嶋俊介 (2003) 「生活の経営と福祉—生命系文明と生活主体—」 長嶋俊介編 『生活の経営と福祉』朝倉書店
- 長嶋俊介・田村久美 (2004) 「生活福祉の社会化と新家政知の展開—自立・共同・共生と相互扶助体系—」 『日本家政学会誌』(社) 日本家政学会, 1-11
- 中間美砂子 (1987) 『家庭科教育学原論』家政教育社
- 奈良由美子 (2000) 「生活リスクを考える」 長嶋俊介編 『生活と環境の人間学』昭和堂
- Polanyi, Karl (1977) 『人間の経済 I—市場社会の虚構性—』(玉野井芳郎・栗本慎一郎訳, 1980) 岩波書店
- 泉水りな子・中間美砂子 (2002) 「家庭科と公民科の関連性の検討—「家族・福祉」「経済・消費」領域を中心に—」, 『日本家庭科教育学会誌』, 45, 14-21
- 総務省 (2008 a) 「家計簿からみたファミリーライフ」  
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/family/pdf4.htm> (2008/07/19)
- 総務省 (2008 b) 「労働力調査 長期時系列データ」  
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm> (2008/06/23)
- 総務省 (2008 c) 「労働力調査 都道府県別結果」  
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.htm> (2008/11/06)
- 山田昌弘 (2005) 『希望格差社会』筑摩書房